

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月4日 05時45分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前崎南岸 御前崎灯台から真方位283° 1,000m付近 (概位 北緯34° 35.9′ 東経138° 12.9′)
事故の概要	漁船中村丸は、航行中、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年10月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 中村丸、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-65287（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷ローリングチョックに欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 5.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時 日出時刻：04時54分ごろ 常用薄明開始時刻：04時27分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、静岡県焼津市焼津漁港へ向けて三重県志摩市浜島漁港を出港し、御前崎灯台と御前岩灯台との間を航行する予定で御前崎南岸沖を約9～10ノットの対地速力で東進中、船長が目視のみで左舷船首方に見える灯台が御前岩灯台であると思い込み、左転して北進したところ、同南岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、慣れた海域であり、目視のみで安全に航行できるものと思い、GPSプロッターを活用しないで航行していた。</p> <p>船長は、本事故後、御前崎灯台（単閃白光、毎10秒に1閃光）をその東方に位置する御前岩灯台（群閃白光、毎8秒に2閃光）と見間違えたことを知った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p>
分析	本船は、御前崎灯台と御前岩灯台との間を航行する予定で御前崎南岸沖を東進中、船長が、慣れた海域であり、目視のみで安全に航行できると思い、目視により御前崎灯台を御前岩灯台と思い込んで左転して北進したことから、同南岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、御前崎灯台と御前岩灯台との間を航行する予定で御前崎南岸沖を東進中、船長が、慣れた海域であり、目視のみで安全に航行できると思い、目視により御前崎灯台を御前岩灯台と思い込んで左転して北進したため、同海岸に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 慣れた海域であっても、目視のみに頼ることなくGPSプロッター等を活用して船位の確認を十分に行うこと。
--------------	--